

議案第 1

2016 年度事業報告について (2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日)

一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）は、2016 年 3 月 31 日に開催した第 5 回理事会で決議された 2016 年度事業計画に基づき、新 SGEC 国際森林認証制度の実現と円滑な移行及び普及・啓発、「東京オリンピック・パラリンピックの競技施設等への森林認証材利用促進に向けた啓発活動」、「認証材をツールとした木材供給ネットワークやそのサプライ・チェーンを構築するために地域活動や調査研究活動」の啓発活動、更には「新 SGEC 国際認証制度として管理運用するための制度の整備」等を中心に事業を実施してきたが、その主な実施状況は次の通りである。

I. 会議の開催

1 定時社員総会

2016 年度社員総会が下記の通り開催され、2015 年度事業報告、2015 年度決算報告等がそれぞれ承認・決議され、2016 年 3 月 25 日開催の 2015 年度第 3 回理事会で決定した 2016 年度事業計画及び同収支予算が報告された。

記

1. 日 時 2016 年 6 月 15 日（月） 13 時 30 分～15 時 00 分
2. 場 所 永田町ビル 4 階 （一社）日本治山治水協会 大会議室
 東京都千代田区永田町 2-4-3 4F

3. 議 事

(1) 議事に付すべき事項

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 議案第 1 | 2015 年度 | 事業報告 |
| 議案第 2 | 2015 年度 | 決算報告 |
| 議案第 3 | 2015 年度 | 監査報告 |
| 議案第 4 | | 役員の改選 |
| 議案第 5 | | その他 |

(2) 報告事項

1. 2016 年度 事業計画
2. 2016 年度 収支予算

2. 理事会

1) 第1回 理事会

2016年度第1回理事会は、下記の通り開催され、2015年度事業報告、2015年度決算報告の総会提出議案がそれぞれ審議された。また、2016年度第5回理事会で決定した2016年度収支予算の補正案が審議・決議され、同年度事業計画が報告された。

記

1. 日 時 2016年5月30日(月) 15時00分～17時00分
2. 場 所 永田町ビル4階 (一社)日本治山治水協会 大会議室
東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル 4F

3. 議 事

(1) 議事に付すべき事項

- 議案第1 2015年度(平成27年度)事業報告
- 議案第2 2015年度(平成27年度)決算報告
- 議案第3 2015年度(平成27年度)監査報告
- 議案第4 2016年度(平成28年度)収支補正予算(案)について
- 議案第5 評議委員・認証管理委員会の選任について
- 議案第6 その他

(2) 報告事項

1. 2016年度事業計画

2) 第2回 理事会

第2回理事会は下記の通り開催され、2016年10月3日に開催された専門部会において合意され、その後2016年10月12日に開催された評議委員会で審議された「SGEC文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(改正案)」の最終原稿及び「附属文書2-10-6 グループ森林管理認証(案)」他について審議し、いずれも原案通り決議された。

なお、決議に際して、今後、認証審査実施状況の検証等を踏まえつつ、認証基準5-1-5に係る審査手順の運用については引き続き検討していく旨の条件が付された。

記

1. 日 時 2016年10月14日(金) 10:00~11:30
2. 場 所 (一社)日本治山治水協会・大会議室
東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル 4F
- 3・審議事項
議案第1 評議委員会で意見を求めた最終原稿を審議
SGEC文書3 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(改正案)

認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)
認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準 改正案)
- 議案第2 その他
附属文書2-10-6 グループ森林管理認証(案) 他

3. 評議委員会

1) 第1回評議委員会

第1回評議委員会は、下記の通り開催され、議案第1 2015年度事業報告、同2 2015年度決算報告等がそれぞれ審議されたが、特に理事会へ報告すべき意見は提起されなかった。また、2015年度第5回理事会で決定した2016年度事業計画が報告された。

記

1. 日 時 2016年5月30日(月) 10:00~12:00
2. 場 所 永田町ビル4階 (一社)日本治山治水協会 大会議室
東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4F

3. 議 事

(1) 議事に付すべき事項

- 議案第1 2015年度事業報告
- 議案第2 2015年度決算報告
- 議案第3 2015年度監査報告
- 議案第4 2015年度収支補正予算(案)について
- 議案第5 その他

(2) 報告事項

1. 2016年度(平成28年度)事業計画

2) 第2回 評議委員会

第2回評議委員会は、下記の通り開催され、専門部会で合意された「SGEC文

書 3 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）」の最終原稿、及び「附属文書 2-10-6 グループ森林管理認証（案）」他について審議されたが、一部字句の修正以外に特に意見は付されなかった。

なお、SGEC 評議委員会の開催案内に当たって、「SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）」等を添付し、出席できない委員からの意見を求めたが特に意見書は提出されなかった。

記

1. 日 時 2016 年 10 月 12 日（水） 13:30～15:00
2. 場 所 （一社）日本治山治水協会・大会議室
東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
3. 審議事項
議案第 1 専門部会で審議された最終原稿を審議
SGEC 文書 3 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）

認証基準 5-1-5（アイヌ民族関連基準 改正案）
認証基準 2-1-4（林地転用関連基準 改正案）

議案第 2 その他

附属文書 2-10-6 グループ森林管理認証（案） 他

4. 専門部会

2016 年度 SGEC 専門部会は、下記の通り開催され、SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）についての最終原稿が合意された。

<開催経緯>

専門部会の開催に当たっては、SGEC 附属文書 2-12「SGEC 規格の制定」の「4-4-4 専門部会」の規定に基づき、北海道をはじめとする全国のステークホルダーに「SGEC 森林認証制度文書改正プロセスへの参加案内」を送付するとともに、その旨ホームページにおいて周知し、専門部会への参加者を公募した。（別紙）

専門部会の審議については、すでに会長が任命している専門部会の委員構成に、公募による専門部会への参加者のうち専門部会委員として参加を希望する者に加え、専門部会の委員構成の修正（別表）を行った上で実施した。

なお、専門部会への参加者のうち、専門部会委員として参加を希望しない者は、ステークホルダーとして参加し、専門部会の議決には参画しなかった。

記

- (1) 日 時 2016年10月3日 14:00～15:30
(2) 場 所 (一社)日本治山治水協会・大会議室
東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

(3) 審議事項

<PEFC との相互承認の条件>を満すために次の改正案を提案し審議した。

SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(改正案)

- ・認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)
- ・認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準改正案)

(4) 審議プロセス

SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(改正案)の審議プロセスは、SGEC 専門部会で専門部委員の合意により、SGEC 評議委員会・理事会に提案する最終原稿(評議委員会及び理事会提案する案)を策定し、その後、評議委員会で意見を聴いて、理事会で決議する手続きをとる。

(5) 専門部会出席者(別表)

区分	出席者	備考
専門委員	28名	
公募者	16名	応募者の内専門委員として参加を希望した者
既任命者	12名	会長が専門委員として既に任命している者
ステークホルダー	5名	応募者の内専門委員として参加希望しない者
計	33名	

<PEFC との相互承認の条件>

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入

れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。

b) 林地転換（一次林の人工林への転換を含む）に関し、SGECの要求事項の文言を、PEFCの要求事項（PEFC ST 1003:2010, 5.1.11）に完全に適合したものとしなければならない。

別紙



2016 年 9 月 5 日

SGEC

ステークホルダー各位

一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）

事務局長 中川清郎

SGEC 森林認証制度文書改正プロセスへのご案内

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から SGEC 森林認証制度の運営に当たりましては、多大のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、SGEC は、国内森林認証制度として 2003 年に創設し、その後、2011 年には一般社団法人として登記するとともに、SGEC 森林認証制度の見直しを行い活動して参りました。

御案内の通り、世界の森林認証制度は FSC と PEFC とに 2 極化しておりますが、その中にある、PEFC は、各国の森林認証制度との相互承認を進め、森林認証制度の世界的なネットワークの構築に向けた活動を展開しております。

このような背景のもと、SGEC は、PEFC との相互承認を実現し、国際性を具備した森林認証制度として発展しその基盤を確立するため、2014 年 7 月には PEFC に加盟し、引き続き 2015 年 3 月には相互承認の申請を行って参りましたが、この度、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において相互承認が認められ、国際森林認証制度として出発することとなりました。

しかし、この度の相互承認に際して、下記の＜PEFC との相互承認の条件＞に示す条件が付されました。

つきましては、この付された条件に対応するため、SGEC 文書 3 の森林認証規格の一部改正について SGEC 専門部会においてご審議を賜りたいと存じますので、関係ステークホルダーの皆さま方で、SGEC 専門部会の委員として審議に参加を希望される方は、ご多忙中恐縮ですがご参加をいただきご意見を賜りたくお願い申し上げます。

SGEC 専門部会への参加を希望する方は別紙の様式により SGEC 事務局あてに申し込みを 9 月 23 日までに提出していただきたくお願い申し上げます。また、当日都合により参加できない方で意見をお持ちの方は同様式により 9 月 23 日までにご意見のご提出を賜りたくお願い致します。

なお、具体的な SGEC 認証制度の概要につきましては SGEC ホームページ(<http://sgec-eco.org>)をご参照いただきたいと存じます。

記

1 日 時 2015 年 10 月 3 日 14:00~15:30

2 場 所 (一社) 日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
地下鉄溜池山王駅下車 8 番出口

3 審議事項

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン
認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)
認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準)
(別紙資料 略)

4 審議プロセス

改正案の審議プロセスは、SGEC 専門部会で関係者の合意により SGEC 評議委員会・理事会に提案する最終原稿を策定し、その後 SGEC 評議委員会の意見を聴いて、SGEC 理事会で承認する手続きをとることとなります。

<PEFC との相互承認の条件>

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
- b) 林地転換 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

以上

別紙 SGEC 専門部会参加申請書（意見提出書）

SGEC 専門部会への参加を希望する方は本様式により参加申請書を、また、ご都合により参加できない方で意見をお持ちの方は同様式によりご意見を、それぞれ SGEC 事務局あてにご提出賜りますようお願い致します。

SGEC 専門部会参加申請書（意見提出書）

氏 名	フリガナ		
所属組織名		役職	
電話番号		Eメール	
参加希望	参加の可否 ・参加する ・参加しない		
	参加する場合その理由		
今回の SGEC 認証規格の改正及びその他の認証規格に対するご意見			



「一般社団法人 緑の循環認証会議」

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

Email: info@sgec-eco.org HP:<http://www.sgec-eco.org>

TEL: 03-6273-3358 FAX: 03-6273-3368

2016年10月14日開催の第2回理事会に於いて決議されたSGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」改正文書
 認証基準 5-1-5（アイヌ民族関連基準 改正）並びに 認証基準「2-1-3」及び認証基準「2-1-4」（林地転換関連基準の改正）
 PEFC 評議書に2016年10月31日付けで報告

改正規格	現行規格
<p>(アンダーラインの箇所：改正箇所)</p> <p>SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン (修正)</p> <p><アイヌ民族関連基準></p> <p>○ SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン</p> <p>○ 認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正)</p> <p>森林管理者は、<u>日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々</u>に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、<u>IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴</u></p>	<p>認証基準 5-1-5</p> <p>森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に、森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議する手順を持たなければならない</p>

き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。

この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

注意書 1：本基準の運用に当たっては、PEFC の規準文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。

注意書 2：FPIC: Free, prior and informed consent (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)

注意書 3：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997 年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007 年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)」、2008 年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009 年 7 月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009 年 12 月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている

い。また、協議が整わない場合には、公正な解決を図るための手順を併せて持たなければならない。

注意書 1：森林管理について説明して意見を聴く場合、認証に当たっては自由に事前に聴くこととする。

注意書 2：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997 年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、2007 年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言

(UNDRIP)」、2008 年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009 年 7 月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009 年 12 月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

SGEC運用文書「3」-1の修正

「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順

SGEC文書3の「基準5-1-5」の運用に当たって、具体的な認証審査手順は次による。

1 北海道内に所在する森林の管理者（以下「森林管理者」という。）

は、森林認証を取得するにあたって、当該地域に所在するアイヌの人々の地域の組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。

この場合、森林管理者は、北海道内アイヌの人々の地域の組織について、必要に応じて関係市町村、北海道アイヌ協会等関係団体より情報を得た上で対応する。

2 森林管理者は、森林認証を取得に当たって、前「1」項で特定されたアイヌの人々の地域の組織に対して、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて当該森林の管理について意見を聴き、協議を行わなければならない。

3 森林管理者は、前「2」項の協議に当たっては、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定する先住民の権利等について十分に理解し、これを尊重しつつ、また、「人種差別撤廃条約」等を遵守しつつ、必要な対応を行い、公正な解決を図るよう努めなければならない。

この場合、次の事項に十分配慮しなければならない。

SGEC 運用文書「3」-1

SGEC 附属文書 3 認証基準「5-1-5」の運用上の留意事項

認証基準「5-1-5」の運用に当たっては、関係認証基準を考慮し以下について留意する。

森林管理者は、森林認証に当たって森林管理について、ステークホルダーとしてのアイヌ民族の地方支部団体に対して、自由に、事前に、説明し、意見を聴き、意見が出された場合には、必要な協議を行い、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重しつつ、公正に解決を図るための手順を持たなければならないことを旨とする。

なお、北海道内のアイヌ民族の地方支部団体については、必要に応じて関係市町村、アイヌ関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

▽アイヌの人々の伝統的、文化的、慣習に基づく諸権利の保護

▽アイヌの人々の歴史的、人類学的、文化的及び精神的に重要性を有する
場所の保護

4 森林管理者は、前「1」項から同「3」項の規定に基づき、アイヌの人々の地域の組織を特定し、その者から意見を聴き、協議を行った経過について、記録しておかなければならない。

注意書1：本審査手順は、今後、SGEC文書3の基準5-1-5の「注意書1及び2」に基づき、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

<参考認証基準>

認証基準 5-2-5

森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、その者に当該地域の森林管理について意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

認証基準 5-2-5

森林管理者は、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

<p><林地転換関連基準></p> <p>○ 認証基準「2-1-3」</p> <p>原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、<u>原生林を人工林に転換してはならない。</u></p> <p>a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p>	<p style="text-align: center;">PEFC ST 1003:2010 2010年11月26日</p> <p style="text-align: center;">PEFC国際規格 森林認証制度のための要求事項</p> <p style="text-align: center;">持続可能な森林管理－ 要求事項</p> <p>5.6.4 森林管理行為は、ILO169号及び先住民族の権利に関する国際連合宣言に記述されている法的、慣習的、伝統的な諸権利に関する確立された枠組みを認識しつつ行われなければならない。これらの諸権利は、適切な場合における補償の供与を含め、当該諸権利の保持者による自由意志による、事前の、十分な情報を与えられた上での同意なく侵害してはならない。権利の範囲がまだ解決されていないか紛争中である場合には、正当で公正な解決に向けた手順があること。そのような場合には、森林管理者は、暫定的な措置として、認証が行われる個所に係る政策や法令に規定されている責任、役割、責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理に関する決定に関与する意味のある機会を提供しなければならない。</p> <p>認証基準「2-1-3」</p> <p>原生林の人工林への転用は、小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p>a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p>b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及</p>
--	--

b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。

○ 認証基準「2-1-4」

林地の転換に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未満は5ha以内）とし、前項の規定のほか、この規格の基準2「生物多様性の保全」及び基準6「社会経済的便益等の維持・増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林制度、森林計画制度、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。

なお、林地の転換については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。

また、耕作放棄地や無立木の土地の森林への転換については、その経済的、環境的、社会的及び文化的な価値を検証しつつ、検討しなければならない。

び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。

認証基準「2-1-4」

林地の林地以外への転用に当たっては、前項の規定のほか森林法で定める保安林制度、森林計画制度及び林地開発許可制度並びに関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。

PEFC ST 1003:2010

PEFC国際規格

森林認証制度のための要求事項

2010年11月

26日

持続可能な森林管理— 要求事項

5.1.11 一次林の人工林への転換を含む、森林の他の土地利用形態への転換は、当該転換が下記に該当し正当と認められる状況でなければ行ってはならない。

- a) 土地利用及び森林管理に関連する国や地域の政策及び法令に準拠した転換であり、政府やその他の公的機関によって統括される、実質的かつ直接的な利害関係者や関係団体との協議を含む国や地域の土地利用計画策定の結果であるものであり、かつ
- b) 林種の少量部分を含むものであり、かつ
- c) 絶滅の恐れがある（危急、希少、または絶滅危惧を含む）森林生態系、文化的・社会的に重要な区域、絶滅の恐れがある種の生息地またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと、かつ
- d) 長期的な保全、経済的・社会的便益に寄与すること。

5.1.12 遺棄された農地や無立木地の森林への転換は、それが、経済的、環境的、社会的、文化的な価値を増加しうるものであれば常に考慮の対象に

PEFC 総会郵便投票 2-2016

投票期間 2016 年 5 月 6 日～2016 年 6 月 3 日

<抜粋>

動議 7 日本—SGEC 制度の承認

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。

b) 林地転換 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

されなければならない。

II PEFC 活動

1 PEFC-CoC 認証審査員研修への参加

(1) PEFC 本部（ジュネーブ）での研修

PEFC アジアプロモーション・堀尾牧子部長と SGEC・高原繁シニアオフィサーが、4月25～26日にジュネーブで行われた PEFC の「国別管理団体 CoC 認証資格者研修」に参加し、各国からの参加者とともに、PEFC の CoC 基準とその運用についての研修を受講した。

PEFC 側の講師は、マイケル・バーガー事務局次長兼技術部長、ヨハン・ヴィーグラ一技術オフィサーにより行われ、PEFC の CoC 基準の考え方と適用についての講義が行われた。具体的には CoC の概要、原材料の受け入れ、DDS、CoC の方法、ロゴ使用法についての講義とともに、移動平均法によるパーセンテージ計算の実習を行った。

また、研修以外には、SGEC の相互認証に向けた PEFC 本部との打ち合わせを行った。

(2) インターネット研修

ジュネーブでの第1回目の研修に引き続き、第2回目の研修が、5月31日、インターネットを通じた TV 会議方式で行われ、ヨハン・ヴィーグラ一技術オフィサーにより、管理システムの要求事項、認証機関の要求事項、マルチサイトの認証についての講義が行われた。

本研修は、それぞれの国における2か所の CoC 審査への立ち合いとともに、第3回目の研修が2017年4月25日に予定されている。

2 2016 年度 PEFC 総会への出席

PEFC 総会は、2016年11月14日から18日に、インドネシアのバリで「持続可能なランドスケープ」をメインテーマに開催され、メンバー国を中心に約200名が出席した。日本からは SGEC 事務局（瀬川）と PEFC アジアプロモーションズ（武内、堀尾）が出席した。

総会に先立ち、メンバー国会議、分科会が行われ、PEFC 国際認証制度の普及対策等について議論された。

11月16日には、総会・全体会議が開催され、認証基準の改正を検討しているワークショップの報告等が行われ、引き続き予算の承認、理事会役員の改選、新メンバー国の承認、PEFC と相互承認を行った国への証書の授与、表彰を受けた国への表彰状の授与等が行われた。なお、理事会役員の改選では、議長にイギリスのピーター・ラサム氏が選出され、そのほか新副議長及び新理事5名が併せて選出された。

全体会議会場の席上で、日本からは、6月7日に開催された「PEFCの相互承認記念フォーラム」の際、高円宮妃殿下のご臨席のもとでベン・ガニバーク PEFC・CEO から SGEC 佐々木会長に相互承認証書を手渡されたときに撮影した記念写真を木製の額に入れて PEFC (ベン・ガニバーク CEO) に贈呈した。

PEFC では、アジア・アフリカのメンバー国が増加しており、会議には従来に比べアジア勢の参加が目立った。今回の総会では、新たにルーマニア、マケドニア、タイがメンバー国になることが承認された。

最終日には、インドネシアの関係者による認証活動が紹介され、インドネシアが E U と取り組んでいる木材貿易管理システム FLEGT の最近の動き等が紹介された。

3 森林認証に関する東アジア 3 か国森林認証セミナーへの参加

2016 年 6 月 21 日に、韓国・ソウルで行われた「森林認証に関する 3 か国 (日・中・韓) ワークショップ」に、SGEC・高原繁シニアオフィサーが参加した。ワークショップには、韓国の政府関係者、森林関係団体、民間企業、研究者やマスコミなど約 50 名が参加した。

韓国からは山林庁の担当官が同国における持続的森林管理と認証について、韓国林業振興院 (韓国における PEFC 国別認証管理団体) から、韓国における森林認証制度の制定に向けた活動状況について、中国からは中国森林認証管理委員会委員長及び担当官から、中国の森林認証制度の概要、とりわけ特用林産物の認証状況について発表があった。日本からは、SGEC や PEFC アジアプロモーションによる森林認証普及の取り組みや、東京オリンピックに向けた動きを紹介した。

質疑では、認証に対する期待、中国や日本の取り組みに対する関心が示された。また、キノコや薬草など特用林産物についての認証取得についての質問が多く出された。中国森林認証管理委員会 (CFCC) は 2015 年に PEFC の相互承認を受けているほか、韓国は 2016 年 6 月に正式な PEFC メンバーとなり、現在、PEFC に準拠した認証制度策定を進めている。今後、東アジアの 3 か国が協力しつつ森林認証を推進していくことが期待される。

4 PEFC 相互承認条件 (PEFC 総会「動議 7」) への回答

PEFC は、2016 年 6 月 3 日に、「PEFC 総会動議 7」で提案された条件を付して、SGEC の相互承認を認めた。SGEC は、この提案された条件を受けて、2016 年 10 月 31 日付で別添のとおり、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」を改正する旨回答した。

別添



2016年10月31日

PEFC 理事会殿

一般社団法人
緑の循環認証会議 (SGEC)
会長 佐々木恵彦

**SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正及びその経緯
(基準 5-1-5 並びに基準 2-1-3 及び改正)**

SGEC は、PEFC 理事会の「動議 7」で提案され「2 つの事項」に対応するために 2016 年 10 月 14 日開催の SGEC 理事会において「SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の「基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準) 並びに「基準 2-1-3 及び同 4 (林地転用関連基準 改正)」について、別添の経緯を経て別紙の通り改正したので報告する。

なお、北海道アイヌ協会から、別添の「7」の基準改正の追加要請があったが、理事会直前に提案されたものであり、今後、認証審査実施状況の検証等を踏まえつつ引き続き協議し、アイヌ民族の諸権利が適切に保護されるよう努めることとする旨北海道アイヌ協会に通知し、了承を求めている。

動議 7 日本—SGEC 制度の承認

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- c) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
- d) 林地転換 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない

ない。
別添

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯
(基準 5-1-5 並びに基準 2-1-3 及び改正)

目 次

- 1 北海道アイヌ協会森林管理認証基準改正意見
- 2 北海道アイヌ協会に対する森林管理認証基準改正案の説明
- 3 作業用原稿の検討会の開催
- 4 専門部会の開催
- 5 2016年10月7日 北海道アイヌ協会と協議
- 6 評議委員会の開催
- 7 北海道アイヌ協会から2016年10月13日にメールによる意見の提出
- 8 理事会の開催

1 北海道アイヌ協会森林管理認証基準改正意見

2015年12月9日に提出された意見書は極めて基本的な問題であり、当然専門部会で審議し最終原稿を策定したうえで対応すべき事案であった。しかし、当時、既にSGEC専門部会は終了し、アセスメント資料をPEFCへ提出した後であったことから、当該改正要望事項については、改めて検討する旨北海道アイヌ協会へ連絡し了承を得た。

2015年12月9日

SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン抜粋

「基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組」に対するコメント

5-1-5の規定は「アイヌ文化振興法」とアイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会報告書に基づく「アイヌ政策の推進」に配慮しなければならないと記述しているが、FSCやPEFCなどの国際的な森林認証基準が求めているのは、IL0169号条約や先住民族に関する国連宣言に規定されている先住民族の権利への配慮である。このような国際条約の順守規定は先住民族の権利保護に関する状況は各国によって大きくばらつきがあるために設けられたものであり、日本国内で文書化され実施されているものへの配慮だけでは国際基準たるためには十分でない。

また、アイヌ民族の先住民族としての慣習的権利を主張し協議対象となり得るのは北海道全域であるため、同既定の適用範囲も北海道全域ではなければならない。

以上の点を踏まえ、この度加筆・修正の検討を要望する。以下は北海道アイヌ協会佐藤の修正案である。

1行目 「森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し～」

→ 「森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し～」

〈理由： アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会報告書の表現に平仄を合わせるのが適当であるため〉

7行目 「また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は～」

→ 「また、アイヌの人々が利害関係者として特定される北海道地域の森林に関わる森林管理者は～」

〈理由： 北海道一円を対象としつつPEFCの基準にも合致するため〉

注意書 「また、2007年に国際連合総会で採択された～」

→ 「また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された～」

注意書1 「森林管理について説明して意見を聴く場合に、認証に当たっては自由に、事前に聞くこととする。」

→ 「先住民族や地域住民が法的または慣習的に所有・利用している土地において森林施業に着手しようとする場合、自由意思による、事前の十分な情

報に基づく同意を得なければならない。

2 北海道アイヌ協会に対する森林管理認証基準改正案の説明

前記「1 北海道アイヌ協会森林管理認証基準改正意見」を踏まえ、事務局内部で専門部会へ提案する作業用原稿を策定するための改正案を策定した。改正案を策定に当たっては、事前に北海道アイヌ協会を訪問し同改正案の説明を行い、別紙2の通り、一部北海道アイヌ協会の指摘に基づき修正し専門部会に提案する作業用原稿(案)を策定した。

記

2016年8月10日

北海道アイヌ協会との協議 森林管理認証基準 5-1-5の改正について

- | | | |
|-------|--------------|-------------|
| 1 日時 | 2016年8月10日 | 13:00~14:00 |
| 2 場所 | 北海道アイヌ協会・会長室 | (英訳は個人名を略) |
| 3 出席所 | 協会 副理事長 | 阿部一司 |
| | 常務理事・事務局長 | 貝澤和明 |
| | 事務局次長 | 須貝行一 |
| | 主任 | 佐藤幸雄 |
| | SGEC 理事・事務局長 | 中川清郎 |
| | SGEC 認証部長 | 瀬川宗生 |

4 協議

(1) 議題 「森林管理認証基準 5-1-5」の改正について

<別添資料> 改正 認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準) (略)

(2) 協議内容

協会： 改正案の「森林管理認証基準 5-1-5」の文中の下記の箇所の修正を希望する。

- ・「基準 5-1-5」の前書きに「人種差別撤廃条約」の追加
- ・「基準 5-1-5」の文中の FPIC を「踏まえて」を「従って」に修正
- ・「基準 5-1-5」の文中の「必要に応じて」協議の「必要に応じて」を削除

SGEC： 提案のあった修正希望箇所について、SGEC として提案の趣旨に沿って検討したい。

本日の議論を踏まえて作業用原稿を作成し、専門部会等で議論し、必要

な手続きを経て改正案を決定したい。今後も連絡を取らせていただきたい。

3 作業用原稿の検討会部会の開催

主に現行法制、現在の認証制度に関する知見、その他認証制度の現状等との整合性を図るために、下記の通り有識者による検討会を開催し、前記「2」で策定した作業用原稿(案)を検討し、作業用原稿を策定した。

記

1 開催日時

9月 1日 (木) 10:00時～12:00

2 開催場所

(一社) 日本治山治水協会・4階 大会議室

3 協議

(1) 議題

SGEC文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン (改正案)

認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準) 及び認証基準「2-1-3」(林地転用関連基準) の改正について

<資料>

「SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び関連文書 改正案と現行文書の対比表」(略)

(2) 協議内容

- ・2015 年度森林法等改正に伴う SGEC 認証基準の改正を要する事項はなかった。
 - ・作業用原稿として提案した基準の改正案について、特に修正意見はなかった。
- 以上の審議結果を踏まえて、原案の通り専門部会に提示する作業用原稿を策定した。

4 検討委員 (英訳は個人名を略)

興梶克久 (筑波大学)

立花 敏 (筑波大学)

周藤 真 (元林野庁)

佐々木亮 (JAS)

堀江 隆 (JAB)

上河 潔 (製紙連合会)

岩永青史 (森林総合研究所)

中村昌有吉 (林野庁計画課) (オブザーバー)

吉本 昌朗 (林野庁木材利用課) (オブザーバー)

池田 秀明 (林野庁経営企画課) (オブザーバー)

事務局

中川清郎、武内晴義、堀尾牧子、瀬川宗生、高原 繁

4 専門部会の開催

SGEC附属文書2-12「SGEC 規格の制定」の「4-4-4 専門部会」の規定に基づき、別紙3により北海道をはじめとする全国のステークホルダー（ステークホルダーマッピング参照）に専門部会への参加を公募するとともに、その旨ホームページにおいて周知し、専門部会委員として参加を希望する者を募った。

なお、専門部会への参加を公募するにあたって、前記「3」の作業用原稿を通知するとともに、ホームページ上で公表した。

専門部会の開催に当たっては、その専門部会への参加を希望する者を加え、すでに会長が任命している専門部会の委員構成を修正（別紙）を行ったうえで実施した。

なお、専門部会への出席者のうち、専門部会委員として参加を希望しない者は、ステークホルダーとして参加することを認め、その者は専門部会の議決には参画しなかった。

記

(1) 日 時 2016年10月3日 14:00～15:30

(2) 場 所 (一社)日本治山治水協会・大会議室

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

(3) 審議事項

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）

認証基準 5-1-5（アイヌ民族関連基準 改正案）

認証基準 2-1-4（林地転用関連基準改正案）

(4) 審議プロセス

改正案の審議プロセスは、SGEC 専門部会で関係者の合意により SGEC 評議委員会理事会に提案する最終原稿を策定し、その後 SGEC 評議委員会の意見を聴いて、SGEC 理事会で決議する手続きをとる。

○ 審議の要旨（10月3日 専門部会審議内容）

専門部会において SGEC 文書 3 について原案の通り改正する旨決議された。

改正案に対しては、アイヌ協会、JATAN 等のステークホルダーから、「未批准の条約も含めて遵守義務を課すべきである。」「認証の手順を更に明確にするべきである。」などの意見が出されたが、審議の結果、本日提案した原案を最終原稿とする旨の決議がなされた。

但し、今後とも認証審査実行状況についても検証しながら、アイヌ協会とは協議を行い、認証基準の運用方法の検討を行う旨の付帯条件が付された。

<「尊重」と「遵守」について>

- ・ SGEC の認証規格上、「日本国が締結した条約」については、その履行を表現する言葉として「遵守」を使用し、未批准の国際条約や国際連合宣言について森林認証の国際的なスタンダードとして SGEC が認める条約等については、「尊重」を使用することとする。

(注)日本国憲法第 98 条第 2 項 「日本国が締結した条約・・・は、遵守する必要がある。）」

- ・ 本基準の運用に当たっては、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。

以上の説明を行いその了承を求めた。

○ 10月3日 専門部会出席者（英訳は個人名を略）

敬称略

○部会長 田中 潔	元森林総合研究所	備考
○三島征一	海外林業コンサルタント協会	
○仲 健三	元国際緑化推進センター	
○上河 潔	日本製紙連合会	
篠原 宏	日本林業協会	
川上豊幸	熱帯林行動ネットワーク (JATAN)	ステークホルダーとして出席
中司喬之	熱帯林行動ネットワーク (JATAN)	ステークホルダーとして出席
小山憲治	株式会社すまい工房	
堀江 隆	日本適合性認定協会	
佐藤幸雄	北海道アイヌ協会	ステークホルダーとして出席
桂川裕樹	森林総合研究所	
○佐々木亮	全国木材検査・研究会	
○中尾由一	元国産認証材利用促進協議会	
堀尾牧子	PEFC アジアプロモーションズ	
○趙 川	日本木材輸出振興協会	
関 厚	日本森林技術協会	
○森田一行	全国木材組合連合会	
平松秀仁	全国木材組合連合会	

秋保和則	北海道水産林務部	
日比野義光	日本フローリング協会	
○周藤 眞	元林野庁	
津元頼光	日本治山治水協会	
○坂本有希	地球・人間環境フォーラム	
森川誠道	日本森林技術協会	
○川喜多進	日本合板工業連合会	
今泉俊一	SGS ジャパン (株)	
安藤麻名	全国林業改良普及協会	
寺田善行	全国林業改良普及協会	
大熊幹章	東京大学名誉教授	
○大石美奈子	NACS	
○岩佐正行	国土緑化推進機構	
池田秀明	林野庁経営企画課	ステークホルダーとして出席
中村昌有吉	林野庁計画課	ステークホルダーとして出席
	・出席者 33名 ・専門部会委員 28名(内 既 専門部会委員任命者12名) ・ステークホルダーとして出席 5名	
<SGEC 出席者>		
佐々木恵彦	会長	
山田寿夫	専務	
中川清郎	事務局長	
竹田元次	管理部長	
瀬川宗生	認証部長	
高原 繁	参与	

○ ステークホルダーマッピングにより「SGEC 森林認証制度文書改正プロセスへのご案内」を案内した者

本事案の SGEC 付属文書 2-12「規格の制定」の「5-2」に基づき、ステークホルダーマップを以下の通りとし、別紙により SGEC 森林認証制度文書改正プロセスへの案内（改正案添付）送付するとともに、同趣旨を SGEC ホームページ上で公表した。

別紙

分野	氏名	所属
森林・林業・木材産業 中央団体		
北海道森林林業・木材産業 団体		
関係行政委機関（林野庁、 北海道庁）		
FM、CoC 認証取得者		
認定機関・認証機関		
SGEC 理事・評議委員		
＜その他 NPO 先住民問題に 取り組んでいる機関		
学識経験者	白石則彦	東京大学
	落合研一	北海道大学
関係団体		北海道アイヌ協会
NPO		サラワク・キャンペーン委員会
		熱帯林行動ネットワーク（JATAN）
		FSC ジャパン
		経団連自然保護協議会
		WWF ジャパン
		FoE・Japan

＜参考＞ 2016 年度 SGEC 専門部会委員名簿（英訳は個人名を略）

分 野	氏 名	所 属
学識経験者（部会長）	田中 潔	大日本山林会
	興梠 克	筑波大学

	立花 敏	筑波大学
	佐々木亮	全国木材検査・研究会
	尾方 伸次	日本合板検査会
	田中 隆	元日本適合性認定協会
	周藤 眞	元林野庁
労働団体・NPO	篠原 明	森林労連
	坂本有希	(一財)地球・人間環境フォーラム
	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談協会 (NACS)
	岩佐正行	国土緑化推進機構
	三島征一	海外林業コンサルタント協会
	仲 建三	元国際緑化推進センター
産業界	片岡辰行	日本集成材工業協同組合
	川喜多進	日本合板工業組合連合会
	木暮高吉	王子木材緑化(株)
	森田一行	全国木材組合連合会
	富山	全国森林組合連合会
	日比野義光	日本フローリング工業会
	趙 川	日本木材輸出振興協会
	上河 潔	日本製紙連合会
	中尾由一	元国産認証材利用促進協議会

5 2016年10月7日 北海道アイヌ協会と協議

2016年10月7日 北海道アイヌ協会がSGEC事務局を訪問し、SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正案について協議した。

北海道アイヌ協会 との懇談 (12:30~13:30)

出席者	アイヌ協会	常務理事・事務局長	貝澤和明	(英訳は個人名を略)
		事務局次長	須貝行一	
		主任	佐藤幸雄	
	SGEC	事務局長	中川清郎	
		認証部長	瀬川宗生	

<議論の主な内容>

1 「尊重」と「遵守」について

○アイヌ意見

未批准の条約も含め、PEFCの規格に基づき遵守という言葉を使うべきである。

PEFC 基準文書の理念に基づき運用する旨明らかにするべきである。

○SGEC 回答 「尊重」と「遵守」は区分して使用したい。

但し、規格運用上「尊重」と「遵守」に軽重は付けない。また、その運用に当っては、PEFC の基準文書の理念に基づくことについては了解する。

2 細部の審査手順について

○アイヌ意見

更に検討してもっと詳しく、認証機関が適正に実施できるよう規定するべきである。

○SGEC 回答

今後とも認証審査状況を検証しながら認証手順について検討し、アイヌ協会と協議していきたい。

3 今後の協議について

○アイヌ協会

「1」、「2」については認証規格(基準)に明示してほしい

○SGEC 回答

SGEC 文書 3 基準 5-1-5 及びその運用規定に明記したい。

6 2016 年度第 2 回評議員会の開催

第 2 回評議委員会を下記の通り評議委員会を開催し、審議し、一部字句の修正以外に特に意見は付されなかった。

また、SGEC 評議委員会の開催案内には、SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(改正案)を添付し、出席できない者からの意見を求めたが特に意見は提出されなかった。

記

(1) 日 時 2016 年 10 月 12 日(水) 13:30~15:00

(2) 場 所 (一社) 日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
地下鉄溜池山王駅下車 8 番出口

(3) 審議事項

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン

認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)

認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準 改正案)

(別紙資料を送付 略)

(4) 審議の概要

審議事項について、いくつかの細部事項のコメントがなされた以外は異議なく承認された。

7 北海道アイヌ協会から 2016 年 10 月 13 日にメールによる意見の提出

2016 年 10 月 13 日にメールによる下記の意見が提出されたが、一部字句修正で対応できる細部事項については修正のうえ最終原稿として理事会に提案することとし、基本的な修正及び今後の対応に係る部分については、下記の「(2)」の「イ」の旨を理事会に提案とすることについて了承を求めた。

(1) 修正要求部分

- ・細部事項については修正
 - ・基本的な修正及び今後の対応に係る部分
- 「下記 (2) 修正要求を受けて理事会に提案した文書」の通り

(2) 修正要求を受けて理事会に提案した文書

<公益社団法人北海道アイヌ協会からの SGEC 文書 3 「基準 5-1-5」修正要請>

ア 標記について、北海道アイヌ協会から、2016 年 10 月 13 日付け下記の要請があった。

- ①「基準 5-1-5」に「FPIC の取得について、アイヌの人々の法的、伝統的、文化的慣習法権利と同様に歴史的経緯に基づく土地や資源に関わる諸権利に鑑み支持する。」旨明確に記述すべきである。
- ②「基準 5-1-5」の「注意書 1」の「尊重」と「遵守」については、今後において当協会と協議することとする。
- ③「基準 5-1-5」の「手順・仕組」については、「注意書 2」の FPIC に基づき策定するに当たって、当協会と協議することとする。

イ 本要請に対しては ①については、基準 5-1-5 の運用に当たって、同基準の注意書 1 に「PEFC の基準文書 (PEFC ST1003:2010 「5.6.4」) に準拠する」旨明記すると共に、②及び③については今後協議する旨回答した。

また、上記各項については、今後、認証審査実施状況の検証等を踏まえつつ北海道アイヌ協会と協議し、「アイヌ民族は北海道に先住する独自の文化を持つ先住民族である。」との認識のもとで、アイヌ民族の諸権利が適切に保護されるよう努めることとする旨回答した。

8 2016年度第2回理事会の開催

第2回理事会を下記の通り評議委員会を開催し、最終原稿を提案して審議し、一部字句修正のうえ、また、北海道アイヌ協会からの別添の「7」の基準改正要請については、「今後、認証審査実施状況の検証等を踏まえつつ、認証審査手順について引き続き協議し、アイヌ民族の諸権利が適切に保護されるよう努めることとする」旨の条件を付して提案した最終原稿について別紙の通り決議された。

なお、出席者は、理事は20名中過半数の12名、監事2名中2名がそれぞれ出席した。

記

(1) 日 時 2016年10月14日(金) 10:00~11:30

(2) 場 所 (一社)日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル 4F
地下鉄溜池山王駅下車8番出口

(3) 審議事項

SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン
認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)
認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準 改正案)
(別紙資料を送付 略)

5 PEFC への登録システムへの報告

2016年6月のPEFCとSGECの相互承認により、それ以降SGECの認証森林及びCoC認証企業は、PEFCにも登録されることとなった。具体的には、PEFCに、PEFC認証森林、企業を登録するサイトがあり、このサイトに、SGEC認証森林あるいはSGEC-CoC

企業についても、PEFC との相互承認以降の①新規認証 ②更新認証、及び③定期審査の際に、認証森林及び認証 CoC 企業の情報を登録することとしている。

PEFC の登録サイトに、現在まで、SGEC 認証森林 9 件、SGEC/PEFC-CoC 認証企業 224 件（内 SGEC-CoC 認証企業 36 件）を登録済みである。なお、PEFC-CoC 企業はすべて登録済みであるが、SGEC 認証森林、SGEC-CoC 企業については、2017 年 6 月中に登録を終える予定である。

Ⅲ. 事業活動

1 普及・啓発活動

(1) 「SGEC 森林認証フォーラム in 東京」の開催

「SGEC 森林認証フォーラム in 東京」は、6月7日に、高円宮妃殿下のご臨席のもと、東京大学弥生講堂においてSGEC の「PEFC との相互認証」の実現を記念して開催された。

今回のフォーラムは、会場がほぼ満員となる約300人の出席者を得て開催され、海外の来賓として、PEFC の CEO ベン・ガニバーグ氏と、英国 PEFC アラン・ワトキンス氏を迎えた。フォーラムにおいては、PEFC との相互承認を機に、「森林認証制度の国際化へ向け、相互承認のこれから」に焦点をあて、SGEC の国際森林認証制度としての役割について活発な議論がなされた。

今回のフォーラムは、冒頭に、高円宮妃殿下のご臨席のもとで、PEFC ガニバーグ氏から SGEC 佐々木会長に相互認証の証書が手渡され、SGEC にとって記念すべきフォーラムとなった。

具体的なフォーラムのプログラムは、SGEC佐々木会長の開会の挨拶の後、高円宮妃殿下のお言葉を頂き、次に今井林野庁長官、英国PEFC ワトキンス氏からの挨拶に続き、ガニバーグ氏の記念講演がなされた。記念講演は「SGEC がPEFC と相互認証することにより様々なメリットがある。」ことが強調された内容であった。

また、筑波大学志賀和人教授からSGEC の13年の歴史をふりかえり、SGECの今後の役割が述べられ、中川SGEC 事務局長が相互認証の具体的な仕組みを説明した。

現在、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設等の整備に認証材の利用に対する期待が高まるなか、PEFCとの相互承認を契機に、各地でSGEC認証制度に対する関心も高まってきており、全国からの多くの参加者を得て、熱気が感じられたフォーラムとなった。

SGEC 森林認証フォーラム in 東京

森林認証の更なる発展と国際化へ向けたフォーラム 2016
～SGEC の PEFC 相互承認のこれから～

日時 2016年6月7日(火) 13:30～16:45 (受付 13:00)

場所 東京大学弥生講堂一条ホール

東京都文京区弥生 1-1-1 東京大学農学部内

Tel 03-5841-8205 Fax 03-5841-50258

【プログラム】

13:30 開会

- 13:30～40 主催者挨拶 緑の循環認証会議 会長 佐々木恵彦
- 13:40～50 お言葉 高円宮妃殿下
- 13:50～14:00 来賓挨拶 林野庁長官 今井 敏
- 14:00～40 英国 PEFC アラン・ワトキンス
- 14:40～15:30 記念講演 「新しく国際認証制度として出発する SGEC への期待」
PEFC 評議会 CEO ベン・ガニバーグ
<ビデオ「森林、それは一人一人に関わること」(国際 PEFC 作成)>
- 15:30～35 ビデオ上映 「ミラノ万博での認証材の活躍」(PEFC イタリア作成)
- 15:35 妃殿下ご退室
- 15:35～35 休憩
- 15:45～16:45 講演
15:45～16:15 「環境新時代を迎え今後の森林認証制度の果たす役割」
筑波大学生命環境科学研究科 教授 志賀和人
- 16:15～45 「国際認証制度としての SGEC 制度の概要と今後の活躍」
(一社) 緑の循環認証会議 (SGEC) 理事・事務局長 中川清郎
- 17:00 弥生講堂会議室にて日経インタビュー

後援 林野庁

主催 緑の循環認証会議 SGEC

共催 NPO 法人 PEFC アジアプロモーションズ

後援 持続可能な日本産農林水産物の活用推進協議会

(2) 東京オリンピック・パラリンピック（オリ・パラ）関係陳情・要請活動

- 1) 自由民主党農林部会林政小委員会 委員長 吉野正芳議員を訪問
 日時：2016年10月21日
 場所：衆議院第二議員会館
 陳情内容：別添1及び別添2
 陳情相手方：吉野正芳議員他
 陳情者：SGEC事務局長及びPEFCアジアプロモーションズ事務局長
 FSC事務局長他

- 2) 東京オリ・パラ競技大会組織委員会訪問
 日時：2016年4月19日、同5月11日及び2017年1月13日
 場所：東京オリ・パラ競技大会組織員会事務局会議室
 陳情内容：別添1及び別添2
 陳情相手方：東京オリ・パラ競技大会組織委員会 担当官
 陳情者：SGEC事務局長及びPEFCアジアプロモーションズ事務局長他

- 3) 東京都オリ・パラ準備事務局訪問
 日時：2月10日
 場所：都庁第一本庁舎14階南側 財務局小会議室
 陳情内容：別添2
 陳情相手方：東京都オリ・パラ準備局 担当官
 陳情者：SGEC事務局長及びPEFCアジアプロモーションズ事務局長他

- 4) 東京オリ・パラ競技施設整備関連企業訪問
 SGEC事務局長及びPEFCアジアプロモーションズ事務局長他が訪問若しくはSGEC事務局に来訪を受け、各社の建築責任者に別添1に基づきSGEC/PEFC認証材の東京オリ・パラ競技施設への利用について要請した。

訪問日	訪問先企業	訪問日	訪問先企業
11月7日	住友林業株式会社	11月18日	株式会社大林組
11月7日	清水建設株式会社	11月29日	大成建設株式会社
11月8日	株式会社竹中工務店	SGEC事務局 に来訪を受け て	すてきナイスグループ 株式会社
11月8日	株式会社江間忠		
11月8日	株式会社ジャパン建材		

東京オリンピック・パラリンピック関係機関への陳情

**東京オリンピック・パラリンピックにおける
競技施設建設及び関連施設への地域森林認証材使用のお願い(意見書)**

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの招致にご尽力を賜った関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。全国民が念願した東京開催が実現したことを共々お喜び申し上げたいと存じます。

さて、我が国は、国土の 3 分の 2 が森林で占められ、古来より豊富な森林資源を活用した木造建築物が発達し、「木の文化」として固有の文化を育んできました。東京オリンピック・パラリンピックの実現は、世界各国から選手・競技役員や観客などの多くの方々をお迎えすることができ、世界に誇れる我が国の「木の文化」の魅力を感じていただく絶好の機会となります。

一方、昨今では、環境に優しい素材としての木材に対する社会の理解も進んでいる中、森林に対しては、地球環境や生物多様性の保全などグローバルな機能に対して強い期待が寄せられ、豊富な遺伝資源を擁する森林生態系の保全やこれを実現する森林の持続可能な経営に対する市民の関心は富に高まってきております。

ご承知の通り、森林認証制度は、適正に管理された森林から産出した木材に認証ロゴ・マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保全を図ろうとするものであります。その仕組みは、認証管理団体（F S C, P E F C, S G E C）が定めた認証スキームに基づき独立した第三者の認証機関が評価・認証するシステムで、この制度のもとで認証された木材は、持続可能な森林経営から産出された木材であることを保証します。

市民の森林認証制度に対する関心が世界的に高まる中で、2012 年開催のロンドンオリンピック・パラリンピックの競技施設及びその付属施設はすべて森林認証材が使用されており、同様の動きが次回開催地のブラジルにおいても進められております。

この世界が注目するイベントに於いて、過去のオリンピック・パラリンピックから受け継がれてきた“精神”ともいふべき、「環境」に配慮したオリンピック・パラリンピックの開催を続けていくことが、先進国日本としての責任と考える次第です。

つきましては、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設及び同付属施設（選手村など）の整備、更には木造備品の調達についても、地域森林認証材の使用を進めていただき、我が国の「木の文化」を継承し、適正な森林の利用・保全を強く啓発する象徴的な事業としていただきたくお願い申し上げます。

2020 東京オリンピック・パラリンピック関係機関・企業への要請

**2020 東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備等に関連する
「森林認証材・製品の利用実績」の広報について（お願い）**

時下 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、全国民が念願した 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が実現いたしましたことを共々お喜び申し上げたいと存じます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、世界各国から選手・競技役員や観客、観光客などの多くの方々をお迎えし、森林の多い我が国で木造建築や施設に触れて頂き、「木の文化」の魅力を感じていただく絶好の機会となります。

さて、既に東京オリンピック・パラリンピックの開催を 4 年後に控え、関係機関、関係業界各位におかれましては、競技場の建設等各般にわたって開催準備のために最大限のご尽力を賜っておりますことに深く敬意を表したいと存じます。

このような中、本年 6 月には、建築物への木材の利用について、1 月に公表された 2020 東京年オリンピック・パラリンピック競技大会に関する持続可能性に配慮した計画運営のフレームワークに基づき「持続可能性に配慮した木材の調達基準の策定について」が公表されました。

その中で、森林認証材の使用が同基準に適合する旨のご方針を採択していただきました。このことは、豊富な遺伝資源を擁する森林生態系の保全やこれを実現する森林の持続可能な経営に対する我が国の強い関心を世界に発信する絶好の機会として、私どもとしても強く確信し、歓迎しております。

つきましては、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設等の整備に際しましては、ロンドンオリンピック・パラリンピックの時にも取り入れられた森林認証制度に基づく「プロジェクト CoC 認証」を活用して、第三者認証システムによる森林認証材・製品の使用実績を明らかにして東京オリンピック・パラリンピックの成果の一つとして広く広報していただくことにより、我が国の持続可能な森林経営に対する関心の高さを啓発して頂きますよう強く期待致します。

なお、準備等諸般の事情によって「プロジェクト認証」の制度に基づき事業を実施することが困難な場合にあっては、関係機関、関係施工業者・供給業者等が自ら宣言することにより認証材使用実績を明らかにしていただき、広く広報して頂ければ幸甚に存じます。

2 関係機関との協議及び説明会の開催等

(1) SGEC 認証制度に関する説明会 —札幌市—

- ・ 2016年8月9日 13:00～15:00
- ・ 北海道庁別館 9F 第3研修室
- ・ 参加者は北海道森林管理局、北海道庁・同地方振興局、北海道森林・林業・木材産業関係団体約40名
- ・ SGECパンフレットを基にPEFCとの相互承認をし、国際化されたSGEC認証制度の概要について説明
- ・ 説明者 SGEC理事・事務局長 中川清郎、SGECシニアオフィサー瀬川宗生

(2) 北海道アイヌ協会にSGEC認証制度の説明・協議

- ・ 2016年8月10日 13:30～14:15
- ・ 具体的には「ⅡPEFC活動」の「4 PEFC相互承認条件（PEFC総会「動議7」）への回答」で詳述

(3) 北海道森林管理局及び北海道庁との意見交換

○北海道森林管理局

- ・ 2016年8月10日 9:00～11:00
- ・ SGEC認証制度の説明及び意見交換
局長 瀨上和之、総務企画部長 小澤真虎人、計画部長 中村 毅の各氏

○北海道庁

- ・ 2016年8月10日 14:30～15:30
- ・ 北海道庁森林計画課及び道有林課との意見交換
森林計画課 主査 網倉 隆、安元岳玄、道有林課主幹 秋保和則
主事 那須貴洋の各氏

(4) 2016年10月7日 北海道アイヌ協会と協議

- ・ 2016年10月7日 12:30～13:30
北海道アイヌ協会がSGEC事務局を訪問し、SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正案について協議した。
- ・ 具体的には「ⅡPEFC活動」の「4 PEFC相互承認条件（PEFC総会「動議7」）への回答」で詳述

(5) 北海道アイヌ協会との意見交換

- ・日 時 2017年3月2日 13:00～14:20
- ・場 所 北海道アイヌ協会
- ・出席者 協会 副理事長 阿部一司
常務理事・事務局長 貝澤和明
事務局次長 須貝行一
主任 佐藤幸雄
SGEC 理事・事務局長 中川清郎
SGEC 認証部長 瀬川宗生
- ・SGEC 認証制度の運用について意見交換を行った。
- ・アイヌ協会訪問後、北海道営林局（2日）及び北海道庁（3日）の関係部局と意見交換を行った。

(6) 北海道アイヌ協会との意見交換

- ・日 時 2017年3月15日 9:20～10:50
- ・場 所 SGEC 事務局
- ・出席者 協会 常務理事・事務局長 貝澤和明
事務局次長 須貝行一
主任 佐藤幸男
SGEC 理事・事務局長 中川清郎
SGEC 認証部長 瀬川宗生
PEFC アジアプロモーションズ 武内晴義
- ・SGEC 認証制度の運用について意見交換を行った。

3 認証制度の管理

(1) 認証機関会議の開催

2016年6月22日に社団法人日本林協技術協会会議室において、公示認定認証機関（予定を含む）5機関の出席のもとで、下記の認証会議資料に基づき PEFC との相互承認に基づく認証業務が円滑に移行できるよう会議を開催した。

記

- 1 SGEC 国際認証制度への移行手続きは？
移行手続きは 「desk@sgec-eco.org」 へ
- 2 SGEC 運用文書「2-2」-1
SGEC/PEFC ロゴマーク番号の仕組み

- 3 SGEC 運用文書「2」-1
SGEC 認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調書等の報告様式
- 4 SGEC 運用文書「2-2-2」-1
SGEC/PEFC 認証（初回、更新、定期（変更のある場合））報告書様式
- 5 SGEC 運用文書「2-6」-1
月別 FM 及び CoC 認証の実施状況及び公示料請求資料に係る報告書様式
- 6 SGEC 運用文書「2-2-1」-1
SGEC ロゴマーク及び PEFC ロゴライセンスの発行について
附属文書 2-2-1-1 SGEC ロゴマーク使用契約書
附属文書 2-2-1-2 PEFC ロゴ使用契約書
- 7 SGEC 運用文書「2」-2
SGEC 及び PEFC 認証機関の公示について
附属文書 2-13-2 SGEC 公示契約書、 PEFC 公示契約書
- 8 SGEC 運用文書「2-2-2」-2
SGEC/PEFC-FM・CoC 認証取得者一覧表（相互承認以降）
- 9 SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書の受理並びに SGEC/PEFC ロゴマ
ークライセンスの発行について
- 10 SGEC ロゴマークの使用要領（抜粋）の一部改正

(2) 認証機関会議

2016 年 11 月 4 日（13:30～15:30）、一般社団法人日本治山治水協会会議室におい
て、第 2 回理事会において決議された SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準指標ガイ
ドライン」の一部改正の文書に基づき、認証機関における認証業務が円滑に実施され
るよう SGEC-FM 認証を認証分野とする 3 認証機関の出席のもとで下記の通り会議を
開催した。

記

1) SGEC 文書の改正及び制定について

ア. SGEC 森林管理認証基準指標ガイドラインの一部改正

認証基準 5-1-5（アイヌ民族関連基準の改正）

認証基準 2-1-4（林地転用関連基準の改正）

イ. SGEC 附属文書 2-10-6 「グループ森林管理認証」の制定

ウ. SGEC 附属文書 2-2-1-2 2017

「SGEC 附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」の
「別紙 2-1 PEFC ロゴ使用契約について」の「PEFC ロゴ使用契約書」
の改正について」

2) 相互承認のもとでのSGEC/PEFCの主張とロゴについて

3) プロジェクト認証について

東京オリ・パラ施設建設関係企業に対するプロジェクト認証について説明

4) 連絡事項

ア. ロゴマークライセンス番号の発行について（ライセンス番号取得要請）

イ. SGEC/PEFC認証（初回、更新、定期（変更のある場合））報告書様式の提出について（別紙）

ウ. 認証FM, CoCのホームページへの公示について

原則として月2回（15日、30日）とする。

エ. 東京オリ・パラ施設の認証材使用実績の調査について

(2) 認証機関の認証審査員の研修

認証機関の審査員の研修について、「SGEC 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、「SGEC 附属文書 2-10-3 認証機関の審査員の要件」、「SGEC 附属文書 2-13 SGEC 認証・認定の手順」及び「SGEC 附属文書 2-13-1SGEC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」に基づき下記のとおり実施した。

記

「SGEC 附属文書 10 のⅡの 2. 1. 2」及び附属文書 2-13-2 並びに SGEC 附属文書 13 の 2-2 及び附属文書 2-13-1」に基づく SGEC/PEFC 認証審査員研修の実施について

SGEC/PEFC 審査員研修

教育プログラム

- 1) 日 時 2017 年 2 月 21 日 (火)～23 日 (木)
- 2) 場 所 (一社) 日本治山治水協会・会議室
- 3) 出席者 別紙 1 の通り。
- 4) 研 修 SGEC/PEFC 認証審査員研修の教育プログラムは別紙 2 の通り。

別紙 1

SGEC/PEFC 審査員研修出席者

(敬称略)

認 証 機 関	出 席 者	
	21 日～22 日 (講義)	23 日 (現地)
(一社) 日本森林技術協会 森林認証室	関 厚 森川 誠道 篠原 正太	森川誠道 篠原正太
(一財) 日本ガス機器検査協会 JIA-QA センター環境検証室 EPA グループ	柳澤 衛 矢口 哲三 渡邊 智子	矢口 哲三 渡邊 智子
SGS ジャパン株式会社 認証・ソリューションサービス 森林認証部	佐々木聡子 辻 正宏 山本 泰輔 保坂 菜穂 松本 隆之 安藤 麻菜	佐々木聡子 辻 正宏 安藤 麻菜
SGEC 事務局等	中川 清郎 竹田 元次 瀬川 宗生 高原 繁 武内晴義 (アジアプ ロモーションズ)	中川 清郎 瀬川 宗生 高原 繁 周藤 眞 (JAB)

別紙 2 SGEC/PEFC 審査員研修 教育プログラム

敬称略

月日	時 間	研修科目	講 師
2 月	9:50～10:00	開講式	
21 日	10:00～12:00	・ ISO 国際規格について (ISO/IEC 17065 ISO19011) ・ 認定審査の動向	堀江 隆 公益財団法人日本適合性認定 協会 (JAB) 参事補
	12:00～13:00	(昼食)	
	13:00～14:00	・ 森林計画制度について	中村 昌有吉 林野庁計画課長補佐
	14:00～15:00	・ クリーンウッド法について	吉本昌朗 林野庁木材利用課長補佐
	15:00～17:00	・ SGEC 森林認証制度の概要	中川清郎
		・ SGEC 森林認証制度の仕組み	瀬川宗生

		と運営 (FM, CoC 認証規格等)	SGEC 事務局
2 月 22 日	10:00~12:00	PEFC 国際森林認証規格	武内晴義 PEFC アジアプロモーションズ 事務局長
	12:00~13:00	(昼食)	
	13:00~14:00	FM 認証審査の留意事項	周藤真 JAB 専門審査員
	14:00~15:00	CoC 認証審査の留意事項	仲健三 JAB 専門審査員
	15:00~16:00	PEFC-CoC 審査について	高原繁 PEFC 審査員(研修中)
	16:00~17:00	質疑	
2 月 23 日	8:00~18:00	現地研修(栃木県鹿沼市他) FM 認証審査 CoC 認証審査	現地案内 栃木県県西環境森林事務所 林業経営第一課長川上春代 高見林業社長 斉藤正 栃毛木材工業代表者関口 弘

4 広報活動及びその他活動

(1) 広報活動

ア. JAB 技術審査員への説明会

2016 年 4 月 19 日に日本適合性認定協会 (JAB) において JAB 技術審査員研修の説明会に SGEC 理事・事務局長中川清郎が「SGEC 森林認証制度～PEFC との相互承認の実現～」について講演を行った。

イ. 第 21 回 R&R リフォーム&リニューアル「建築再生展 2016」へ参加

2016 年 6 月 1 日～3 日に東京ビックサイトで開催された「建築再生展」に SGEC 理事・事務局長が出席し、SGEC 普及啓発用のパネルを展示すると共に、パンフレットを配布した。

ウ. 全国木材組合連合会の主催による「新柏クリニック見学会」への参加

2016 年 9 月 13 日に行われた、木材をふんだんに使った透析治療施設「新柏クリニック」の見学会に参加し、高原繁 SGEC シニアオフィサーが出席し、関係者に SGEC パンフレットを手交した。

エ. 福島県における森林認証セミナーへの参加

2016 年 9 月 26 日、福島県郡山市において木材合板博物館主催、福島県木

材協同組合連合会共催による「県森林認証材の交際競技施設への活用に向けて」と題したセミナーが開催され、高原繁 SGEC シニアオフィサーが出席した。本セミナーには、行政関係者、森林・林業や木材加工関係者、設計・建築関係者約 60 名が参加した。

セミナーでは PEFC アジアプロモーションの武内事務局長から、国際森林認証材のオリンピック競技施設への活用事例などについての講義が行われた。また、福島原発事故から 5 年が経過した中での森林の現状や、安全な木材製品の供給に向けた業界の自主的な取り組み、南会津町やいわき市における森林認証の現状に関する発表が行われた。このほか、セミナーでは SGEC のパンフレットを配布した。

なお、2017 年 2 月 1 日新木場タワーにおいて同趣旨のセミナーが開催され、PEFC アジアプロモーション武内事務局長、瀬川 SGEC 認証部長が出席した。

オ. SGEC 森林認証システム日本森林技術協会審査員養成講習

2016 年 10 月 28 日 に日本森林技術協会主催の審査員養成講習に於いて「SGEC 国際認証制度としての出発～PEFC との相互承認の実現～」について SGEC 理事・事務局長中川清郎が講演を行った。

カ. JIA CoC セミナーへの出席

2016 年 12 月 5 日に台東区公民会館（東京都台東区）で開催の日本ガス機器検査協会（JIA）主催の「CoC セミナー」に於いて、SGEC 理事・事務局長中川清郎が「SGEC と PEFC との相互承認と森林認証材の活用」について講演を行った。

キ. エコプロダクト展参加

エコプロダクト展が 12 月 7～9 日東京ビッグサイトで開催され、瀬川宗生 SGEC 認証部長が出席し、アジアプロモーションズと共同で SGEC/PEFC 森林認証制度を PR するブースを開設し、来訪者への普及に努めた。なお、トヨタは SGEC 認証森林からのスギ材を使った木製のコンセプト・カーを展示、ウッドデザイン賞を受賞した。

ク. 平成 28 年度森林認証材普及促進対策事業検討委員会への出席

2016 年 12 月 26 日に日林協会館で開催された第 2 回検討委員会に SGEC 理事・事務局長中川清郎が委員として出席した。

ケ. 東京王木会出席

2017年1月16日にホテルイースト東京21（東京都江東区）で開催された「東京王木会新年相互例会（王子木材緑化株式会社系列の材木会社、荷役会社 来客約50名出席）」に於いて、SGEC理事事務局長中川清郎が「SGECとPEFCとの相互承認と森林認証材の活用」について講演を行った。

コ. ナイス展示会参加

ナイス株式会社主催の木材総合展示会「木と住まいの大博覧会」が2月3～5日東京ビッグサイトで開催され、瀬川宗生SGEC認証部長が出席し、森林認証コーナーにSGECのパネルを提供し、SGECパンフレット配布した。

サ. 平成28年度森林認証材普及促進対策事業検討委員会への出席

2017年2月20日に日林協会館で開催された第3回検討委員会にSGEC理事・事務局長中川清郎が委員として出席した。

シ. ジャパン建材フェアへの参加

ジャパン建材株式会社主催の第37回ジャパン建材フェアが3月17～18日東京ビッグサイトで開催され、アジアプロモーションズと共同でSGEC/PEFC森林認証制度をPRするブースを開設、また、瀬川宗生SGEC認証部長が「SGEC森林認証の国際化とオリンピックに向けた地域の盛り上がり」のテーマでセミナー講師を務めた。

(2) ホームページ等を通じた情報の提供

ホームページ等を通じて、理事会、評議委員会、専門部会等の資料・会議情報及びFM及びCoC認証公示等の情報を迅速に提供した。

IV. 認証森林及び認証 CoC 企業（管理事業体）等並びに認証機関の公示

1. 認証実績及びロゴマーク使用ライセンス番号取得状況

1) 2017 年 2 月 15 日現在

「SGEC 認証森林」：1,578,998.96ha

2) 2017 年 2 月 15 日現在

「SGEC 認証 CoC 企業」：481 企業

「PEFC 認証 CoC 企業」：188 企業

3) 2017 年 3 月 9 日現在

SGEC/PEFC ロゴマーク使用ライセンス番号取得者数

「SGEC ロゴマーク使用ライセンス番号取得者数」：132 企業

「PEFC ロゴ使用ライセンス番号取得者数」：163 企業

2 2011～2017 認証森林面積、CoC 企業数の推移

年	認証森林(FM)面積	CoC 企業数	備考
2011	864,351.26	408	2011.3.31 現在
2012	887,932.59	379	2012.3.31
2013	968,168.28	381	2013.3.27
2014	1,248,231.16	376	2014.3.31
2015	1,254,642.03	343	2015.3.31
2016	1,470,501.08	364	2016.3.31
2017	1,578,998.96	481	2017.2.15

2. 公示認定認証機関

PEFC との相互承認以降下記の認定認証機関を公示した。

公示 認定 認証機関	連絡先
認証分野： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 (一社) 日本森林技術協会 森林認証室	TEL: 03-3261-5516 FAX: 03-3261-6849 E-mail: seki_a@jafta.or.jp URL http://www.jafta.or.jp/
認証認証： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 (一財) 日本ガス機器検査協会 JIA-QA センター 環境検証室 EPA グループ	TEL: 03-3586-1686 FAX: 03-5570-9566 E-mail: EPA01@jia-page.or.jp URL http://www.jia-page.or.jp/
認証分野： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 SGS ジャパン株式会社 認証・ビジネス ソリューションサービス 森林認証部	TEL: 045-330-5047 FAX: 045-330-5022 E-mail: jpforest@sgs.com URL http://www.jp.sgs.com
認証分野：PEFC-CoC Control Union World Group (株式会社 Control Union Japan)	TEL: 03-6659-4750 FAX: 03-6368-6403 E-mail: info@controlunion.jp URL: http://www.controlunion.jp/
認証分野：PEFC-CoC ソイル・アソシエーション ウッドマー ク (アマタ株式会社 環境認証チーム)	TEL: 03-5215-8326 FAX: 03-5215-3040 E-mail: ninsho@amita-net.co.jp URL: http://www.aiec-net.co.jp/